

平成28年度
愛知県ひとり親家庭等実態調査
報告書

平成29年3月

愛知県健康福祉部児童家庭課

目次

第1部 調査の概要	1
1 調査の目的	1
2 調査の設計	1
3 調査主体	1
4 回収状況	1
5 集計方法と結果の表示方法	2
平成28年度愛知県ひとり親家庭等実態調査実施要綱	3
別表 母子世帯・父子世帯・寡婦世帯の定義	4
第2部 愛知県(名古屋市を含む)	5
1 母子世帯	5
(1) 世帯の状況について	5
(2) ひとり親世帯等になった当時の状況について	7
(3) 養育費・面会交流の取り決めについて	10
(4) 住まいについて	16
(5) 仕事について	20
(6) 家計について	35
(7) お子さんについて	46
(8) 生活等について	62
(9) 福祉施策の利用・受給状況について	66
(10) 県・市町村の施策について	68
2 父子世帯	69
(1) 世帯の状況について	69
(2) ひとり親世帯等になった当時の状況について	71
(3) 養育費・面会交流の取り決めについて	74
(4) 住まいについて	80
(5) 仕事について	84
(6) 家計について	99
(7) お子さんについて	110
(8) 生活等について	126
(9) 福祉施策の利用・受給状況について	130
(10) 県・市町村の施策について	132
3 寡婦世帯	133
(1) 世帯の状況について	133
(2) ひとり親世帯等になった当時の状況について	135
(3) 住まいについて	138
(4) 仕事について	141
(5) 家計について	152
(6) お子さんについて	158

(7) 生活等について	165
(8) 福祉施策の利用・受給状況について.....	168
(9) 県・市町村の施策について	170
第3部 愛知県(名古屋市を除く)	171
1 母子世帯.....	171
(1) 世帯の状況について.....	171
(2) ひとり親世帯等になった当時の状況について.....	173
(3) 養育費・面会交流の取り決めについて.....	176
(4) 住まいについて	182
(5) 仕事について	186
(6) 家計について	201
(7) お子さんについて	212
(8) 生活等について	228
(9) 福祉施策の利用・受給状況について.....	232
(10) 県・市町村の施策について	234
2 父子世帯	235
(1) 世帯の状況について.....	235
(2) ひとり親世帯等になった当時の状況について.....	237
(3) 養育費・面会交流の取り決めについて.....	240
(4) 住まいについて	246
(5) 仕事について	250
(6) 家計について	265
(7) お子さんについて	276
(8) 生活等について	292
(9) 福祉施策の利用・受給状況について.....	296
(10) 県・市町村の施策について	298
3 寡婦世帯	299
(1) 世帯の状況について.....	299
(2) ひとり親世帯等になった当時の状況について.....	301
(3) 住まいについて	304
(4) 仕事について	307
(5) 家計について	318
(6) お子さんについて	324
(7) 生活等について	331
(8) 福祉施策の利用・受給状況について.....	334
(9) 県・市町村の施策について	336
【参考資料】 調査票	337

第1部 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、愛知県における母子世帯、父子世帯及び寡婦の生活の実態を把握し、これらひとり親世帯等に対する今後の福祉施策の検討を図るための基礎資料を得ることを目的とした。なお、愛知子ども調査と時期を合わせ実施した。

2 調査の設計

- (1) 調査地域 愛知県全域（名古屋市を含む）
- (2) 調査対象 母子世帯の母、父子世帯の父及び寡婦
（愛知県内の母子・父子世帯全体の概ね1割程度）
- (3) 標本数 母子世帯の母 2,680人
父子世帯の父 2,653人
寡婦 1,252人
- (4) 抽出方法 平成28年8月1日時点の市区町村別の人口構成比に基づき、原則として市区町村の住民基本台帳から母子世帯・父子世帯・寡婦世帯に該当する可能性のある者、一部愛知県遺児手当の支給対象者から無作為抽出を行った。
- (5) 調査方法 郵送回収
- (6) 調査期間 平成28年12月10日～平成28年12月25日

3 調査主体

- (1) 企画立案 愛知県健康福祉部児童家庭課 家庭福祉グループ
- (2) 実査 愛知県内の各市区町村
- (3) 集計、分析 株式会社ライフライン

4 回収状況

【愛知県全域（名古屋市を含む）】

世帯	配布数	有効回収数	未回答数
母子世帯	2,680人	792人	1,888人
	100.0%	29.6%	70.4%
父子世帯	2,653人	363人	2,290人
	100.0%	13.7%	86.3%
寡婦世帯	1,252人	369人	883人
	100.0%	29.5%	70.5%

【愛知県（名古屋市を除く）】

世帯	配布数	有効回収数	未回答数
母子世帯	1,882 人	559 人	1,323 人
	100.0%	29.7%	70.3%
父子世帯	1,857 人	273 人	1,584 人
	100.0%	14.7%	85.3%
寡婦世帯	863 人	253 人	610 人
	100.0%	29.3%	70.7%

※本文中における各世帯別集計表の百分率については、小数点第2位を四捨五入している。

5 集計方法と結果の表示方法

- ① 回答結果の割合「%」は有効回答数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものである。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合がある。このことは、本報告書内の説明文、グラフ、表においても反映している。
- ② 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示している。そのため、合計が100.0%を超える場合がある。
- ③ 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表している。
- ④ 本調査においては、「無回答」を省略している。また、設問・選択肢などの表現は意味が変わらない程度に一部省略している場合がある。

平成28年度愛知県ひとり親家庭等実態調査実施要綱

1 調査の目的

愛知県内の母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の実態を把握し、今後の施策を検討するための基礎的な資料を得ることを目的とする。

2 調査の客体

平成28年8月1日時点の市区町村別の人口構成比に基づき、市区町村の住民基本台帳から母子世帯・父子世帯・寡婦世帯に該当する可能性のある者を無作為抽出もしくは愛知県遺児手当の支給対象者から無作為抽出を行い抽出された県内の母子世帯及び父子世帯2,650世帯、寡婦世帯1,200世帯を調査する。

3 母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯の定義

別表のとおり

4 調査基準日

平成28年12月1日現在

5 調査の期間

平成28年12月10日から平成28年12月25日まで

6 調査の実施主体

愛知県（健康福祉部児童家庭課）

7 調査項目

- (1) 母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯の特性
- (2) 養育費・面会交流の状況
- (3) 住居の状況
- (4) 就労の状況
- (5) 生活の実態
- (6) 子の教育と問題
- (7) 生活上の問題
- (8) 福祉施策の利用状況
- (9) その他

8 客体の抽出

調査委託会社において、別紙市区町村調査対象者数一覧表（省略）の各市区町村の調査対象者数となるよう、調査対象者を住民基本台帳もしくは愛知県遺児手当支給対象者からの無作為抽出を行う。

9 調査実施機関

実施主体の契約する業者に委託する。

10 調査の方法

調査委託会社が抽出した客体について、調査委託会社が調査票を送付し行う。

11 調査結果

調査結果については、愛知県全体、名古屋市を除く愛知県全体の2種類を作成する。

別表 母子世帯・父子世帯・寡婦世帯の定義

A 母子世帯

この調査で母子世帯とは、現に児童（調査日現在、満 20 歳未満の者をいう。）を扶養していて、次のいずれかに該当する配偶者のいない女子と児童（養子・継子も含む。）からなる世帯をいう。

なお、配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。

- 1 配偶者と死別した女子であって現に婚姻をしていない者
- 2 離婚した女子であって現に婚姻をしていない者
- 3 配偶者の生死が明らかでない女子
- 4 配偶者から遺棄されている女子
- 5 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子
- 6 配偶者が精神又は身体の障害により長期（1年以上）にわたって労働能力を失っている女子
- 7 配偶者が法令により長期（1年以上）にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子
- 8 婚姻によらないで母となった女子であって現に婚姻されていない者

B 父子世帯

この調査で父子世帯とは、現に児童（調査日現在、満 20 歳未満の者をいう。）を扶養していて、次のいずれかに該当する配偶者のいない男子と児童（養子・継子も含む。）からなる世帯をいう。

なお、配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。

- 1 配偶者と死別した男子であって現に婚姻をしていない者
- 2 離婚した男子であって現に婚姻をしていない者
- 3 配偶者の生死が明らかでない男子
- 4 配偶者から遺棄されている男子
- 5 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない男子
- 6 配偶者が精神又は身体の障害により長期（1年以上）にわたって労働能力を失っている男子
- 7 配偶者が法令により長期（1年以上）にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子
- 8 婚姻によらないで父となった男子であって現に婚姻されていない者

C 寡婦世帯

この調査で寡婦世帯とは、次のいずれかに該当する配偶者のいない満 40 歳以上満 65 歳未満の女子のみの世帯又はその配偶者のいない女子と満 20 歳以上の子（養子・継子も含む。）からなる世帯をいう。

なお、配偶者とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。

- 1 配偶者と死別した女子であって現に婚姻をしていない者
- 2 離婚した女子であって現に婚姻をしていない者
- 3 配偶者の生死が明らかでない女子
- 4 配偶者から遺棄されている女子
- 5 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子
- 6 配偶者が精神又は身体の障害により長期（1年以上）にわたって労働能力を失っている女子
- 7 配偶者が法令により長期（1年以上）にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子
- 8 婚姻によらないで母となった女子であって、現に子を扶養し、かつ、婚姻されていない者